入　札　説　明　書

令和８年札幌市告示第4039号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１　告示日

令和８年 10 月 26 日

２　契約担当部局

〒060-0012　札幌市中央区北 12 条西 20 丁目２－１　札幌市中央卸売市場水産棟４階
札幌市経済観光局中央卸売市場管理課
電話：011-611-3111　FAX：011-611-3138
メールアドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

３　入札に付する事項

(1) 役務の名称

中央卸売市場構内等除排雪業務

(2) 調達案件の仕様等

仕様書による。

(3) 履行期間

契約書に示す履行開始の日から令和９年３月 31 日まで

(4) 履行場所

ア　札幌市中央卸売市場構内（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目）

イ　札幌市中央卸売市場水産保冷配送センター（札幌市中央区北 13 条西 19 丁目）

(5) 入札方式

紙入札による事前審査入札方式

(6) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

４　入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第 167 条の４の規定に該当しない者であること。

(2) 令和８～11 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、業種が大分類「一般サービス業」、中分類「除雪サービス業」に登録されている者であること。また、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。

(3) 過去２年間に 38,000 ㎡以上の駐車場等の構内除排雪の契約を本市その他の官公庁と１回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した実績があること。

(4) 本業務の履行に必要な下表に示す除雪機械を常備し、かつ、当該除雪機械の稼働に必要な従業員及び普通作業員を必要時間帯に当該作業へ従事させることができること。

除　雪　機　械	台　数
タイヤショベル・スノーバケット付（容量 1.2 ㎥以下）	1 台
タイヤショベル　ホイール型（容量 1.4 ㎥以上～2.0 ㎥以下）可変プラウ付	1 台
タイヤショベル　ホイール型（容量 2.1 ㎥以上）可変プラウ付	4 台
除雪グレーダ　油圧式（ブレード幅 3.7m 以上）	1 台
ロータリ除雪車　160ｋｗ(220ps)以上	1 台
バックホウ　0.7 ㎥以上	1 台

(5) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。

(7) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

5　入札書の提出方法等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ場所

上記２に同じ。また、札幌市中央卸売市場ホームページにおいてもダウンロードすることができる。

（掲載先 URL：https://www.sapporo-market.gr.jp/blog/?p=56829）

(2) 入札の日時及び場所

令和８年 11 月９日（月）10 時 00 分

札幌市中央卸売市場　水産棟４階　入札室（札幌市中央区北 12 条西 20 丁目２－１）

(3) 開札の日時及び場所

入札終了後直ちに上記(2)の場所にて行う。

(4) 入札書の提出方法

入札書は、別紙 1 の様式にて作成し、上記(2)の指定日時及び場所において、紙入札方式により直接入札箱へ投函するか、持参又は送付により提出すること。

なお、持参又は送付する場合にあたっては以下に留意すること。ファクシミリ、電子メールその他の方法による提出は認めない。

ア　入札書を直接持参する場合は入札書を封筒に入れ封印し、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年 11 月９日（月）10 時 00 分開札「中央卸売市場構内等除排雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令和８年 11 月６日（金）17 時 00 分までに提出すること。

なお、代理人が入札する場合にあっては、委任状（別紙２、以下同じ。）は入札書と同封せずに提出すること。

イ　入札書を送付により提出する場合は二重封筒とし、入札書を入れる封筒はその封皮に

氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和８年 11 月９日（月）10 時 00 分開札「中央卸売市場構内等除排雪業務」の入札書在中」の旨を記載し、上記２あてに令和８年 11 月６日（金）17 時 00 分（必着）までに提出すること。また、外封筒には入札者の氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記載し、「入札書在中」の旨を記載すること。

なお、代理人が入札する場合にあっては、委任状は入札書と同封せず外封筒に入れて送付すること。

ウ　入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。

(5) 本件の仕様等に対する質問及び回答

ア　提出方法

質問は、別紙３の様式にて作成し、電子メールにファイルを添付して下記のメールアドレス宛てに送信すること。なお、メールの件名は「【質問票送付】中央卸売市場構内等除排雪業務」とすること。

メールアドレス：shijo-nyusatsu@city.sapporo.jp

イ　提出先及び提出期限

上記２の契約担当部局へ、上記１の告示の日から令和８年 10 月 30 日（金）15 時 00 分までの間で提出すること。

ウ　質問に対する回答

令和８年 11 月２日（月）以降、上記２の契約担当部局にて閲覧に供するとともに、回答内容を札幌市中央卸売市場ホームページ（上記５(1)に記載の URL）に掲載する。

(6) 入札の無効

本説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札、札幌市契約規則第 11 条各号及び札幌市競争入札参加者心得第８項各号の一に該当する入札は無効とする。

(7) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア　入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

イ　天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき。

ウ　調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき。

(8) 代理人による入札

ア　代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、住所並びに代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、入札時に委任状（別紙２）を提出しなければならない。

イ　入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(9) 開札

ア　開札は、入札後直ちに上記(2)の場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて

行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ　入札者又はその代理人は、入札時刻後においては、入札場に入場することはできない。

ウ　入札者又はその代理人は、入札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ　入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、入札場を退場することができない。

オ　開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限の範囲内で有効な入札がない場合は、再度の入札を行う。なお、再度入札の回数は、原則として２回を限度とする。

6　その他

(1) 入札保証金　　免除

(2) 契約保証金　　要

契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して５日後（５日後が土曜日、日曜日及び休日の場合は翌開庁日）までに納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第 25 条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 最低制限価格の設定　　無

(4) 落札者の決定方法

ア　落札者の決定

札幌市契約規則第７条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）をした者を落札者とする。

イ　同額抽選

落札者となるべき同価の入札をした者が２人以上あるときは、直ちに、当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(5) 入札者に要求される事項

ア　この一般競争入札に参加を希望するものは、上記４の(2)～(4)に掲げる入札参加資格を有することを証明する書類（契約書及び仕様書等の写し（※履行実績が確認できるもの)、車検証等の写し、除雪従業員名簿（別紙４）等）を令和８年 11 月２日（月）15 時 00 分までに提出しなければならない。また、入札者は、開札日の前日までの間におい

て、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ　入札参加者は、本入札説明書、仕様書等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(6) 落札の取消し

落札者が次のいずれかに該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア　契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ　契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金の納付がなかったとき。

ウ　入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ　その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 免税事業者であることの申出

落札者が、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に基づく消費税及び地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に基づく地方消費税に関し、免税事業者である場合には、落札決定後、直ちに消費税及び地方消費税免税事業者申出書（別紙５）を提出しなければならない。

(8) 契約書の作成

ア　競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。ただし、契約保証金の納付義務がある場合は、その納付が確認された後とする。

イ　契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ　上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の 1 通を契約の相手方に送付するものとする。

エ　市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(9) 契約条項

別紙６のとおり

(10) 入札参加資格が認められなかった者に対する理由の説明

入札参加資格が認められなかった者は、本市に対して入札参加資格が認められなかった理由について、原因となった事実を知り、又は合理的に知り得たときから 10 日以内（札幌市の休日を定める条例に定める休日を除く。）に、次のとおり書面（様式は自由）により説明を求めることができる。

ア　提出場所

上記２に同じ。

イ　提出方法

提出は持参又は送付（電子メールによる送信可）による。